

○大雪消防組合消防職員の階級に関する規則

〔昭和53年10月1日〕
規則第1号

改正 平成17年12月8日規則第4号 平成19年2月26日規則第5号
平成23年3月17日規則第3号 平成26年4月8日規則第10号

（趣旨）

第1条 大雪消防組合消防職員の階級に関しては、この規則の定めるところによる。

（消防吏員の階級）

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項に規定する消防吏員の階級は、次のとおりとする。

消防監 消防司令長 消防司令 消防司令補 消防士長 消防副士長 消防士

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月8日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月26日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。